⑸　不要財産に係る国庫納付等に係る注記

①　通則法第46条の２第１項による国庫納付（政令第２条の２）

種　　類	帳簿価額	理　　由	国庫納付額
現金及び預金	1,020,019,006円	平成22年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、平成23年度より新規採択は行わず既存案件の業務を行うこととなったため、管理運営費等の見直しを行った結果、現行委託事業の管理運営費の捻出に必要な基本財産を除く残りを不要財産とし、このうち政府出資に係る分を国庫納付したため。	1,020,019,006円

国庫納付等の方法　現金納付
譲渡収入より控除した費用の額　0円
国庫納付が行われた年月日　平成26年３月26日
減資額　1,020,019,006円

②　通則法第46条の２第１項による国庫納付（政令第２条の３）

種　　類	帳簿価額	理　　由	国庫納付額
現金及び預金	277,990,000円	中期計画に定めた通則法第30条第２項第４号の２の計画に基づく国庫納付額（旧出資事業に係る株式の処分に伴う回収金の一部の額）	277,990,000円

国庫納付等の方法　現金納付
譲渡収入より控除した費用の額　0円
国庫納付が行われた年月日　平成26年２月14日
減資額　277,990,000円

③　通則法第46条の２第２項による国庫納付（政令第２条の４）

種　　類	帳簿価額	理　　由	国庫納付額
工具器具備品（３Ｄドーム型景観シミュレーションシステム）	8円	平成22年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針」において、当該資産が関わる研究課題を廃止すると共に処分することとされており、研究業務を実施する上で必要がなくなったことから、平成23年度に廃止決定を行い、当事業年度において譲渡を行ったため。	1,837,395円

国庫納付等の方法　譲渡収入による現金納付
譲渡収入より控除した費用の額　0円
国庫納付が行われた年月日　平成26年３月19日
減資額　0円

２．損益計算書

⑴　リース資産の会計処理

ファイナンス・リース取引が当期総利益に与える影響額　17,092,473円
当該影響額を除いた当期総利益　349,225,672円

３．キャッシュ・フロー計算書

⑴　資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金　18,426,431,929円
資金期末残高　18,426,431,929円

⑵　重要な非資金取引

①　寄附による資産の取得

機械装置　979,032円
工具器具備品　51,871,602円
ソフトウェア　3,636,286円
計　56,486,920円

②　ファイナンス・リースによる資産の取得

機械装置　32,779,350円
工具器具備品　173,756,317円
計　206,535,667円

４．行政サービス実施コスト計算書

国等からの出向職員に係る退職給付見積額の当事業年度増加見積額　△　2,034,679円

５．行政サービス実施コストに準ずる費用関係

独立行政法人会計基準第24の項目には該当しないが、行政サービス実施コストに準ずる費用は次のとおりであります。

筑波共同利用施設から提供を受けている受益の費用　423,643,750円

６．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　農業技術研究業務勘定及び基礎的研究業務勘定

資金運用を行っておらず、預金は銀行保証のリスクを回避するため決済性預金としており、主に国からの運営費交付金により資金を調達しております。

②　民間研究促進業務勘定及び農業機械化促進業務勘定

資金運用については、基本財源として受け入れた政府及び民間等からの出資金を財源としており、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき運用を行っております。

③　特例業務勘定

資金運用については、資本剰余金等を財源としており、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき運用を行っております。長期貸付金に係るリスクは、会計規程等に沿ってリスク逓減を図っております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注２）参照）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴現金及び預金	18,426	18,426	—
⑵有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	8,576	8,924	348
⑶未収金	3,161	3,161	—
⑷長期預金	150	154	4